

議案第五号

港区立公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年二月十四日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立公園条例の一部を改正する条例

港区立公園条例（昭和三十八年港区条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の六第二項中「昭和三十一年政令第二百九十号」の下に「。以下「政令」という。」を加える。

第二条の七を第二条の八とし、第二条の六の次に次の一条を加える。

（運動施設の敷地面積の基準）

第二条の七 政令第八条第一項に規定する条例で定める割合は、青山公園にあつては百分の七十とし、青山公園以外の公園にあつては百分の五十とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十九年政令第百五十六号）の施行による都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）の一部改正に伴い、条例で定めることとされた都市公園の敷地面積における運動施設の割合を定める必要があるため、本案を提出いたします。